

日本の中国史学史研究における『漢書』理解の通説、さらにはいえば定説に準じる理解は、同書を、高祖劉邦（以下、高祖と記す）による前漢の建国を上限とし、その前漢を篡奪した王莽と彼の「新」王朝の滅亡を下限とする「断代史」と見なしたうえで、前漢王朝とその諸帝を、上古の聖帝とされる堯の後裔としてともども神聖化することを叙述目的とした著作、すなわち「前漢王朝への頌歌<sup>オード</sup>」ともいふべき作品であるとするものであった。

そのような従来の『漢書』理解に対して、筆者は本論文の『漢書』篇<sup>篇</sup>において、『漢書』とは下記の【三点】を証明するために著された「後漢王朝への頌歌」である、とする、従来の『漢書』理解を事実上否定する、新たな『漢書』理解を提示した。

【第一】「亡国の君」ともいふべき第九代の成帝の言行や施政によって外戚王氏が台頭し、最終的に王莽の篡奪によって前漢が「滅亡」したことが不可避かつ必然的の事実であること。

【第二】王莽と彼の「新」王朝が閏位の帝王と王朝であること。

【第三】両者を承けて登場し成立した光武帝劉秀と後漢王朝こそ「真」の神聖なる帝王と王朝であること。

ちなみに、本論文『漢書』篇の各章における議論の概要は下記のとおりである。

## 第一章 『漢書』帝紀の検討

「高帝紀」から「成帝紀」に至る『漢書』の諸帝紀を個別具体的に検討し、第一に、『漢書』の帝紀が「堯後火徳の神聖なる帝王」として神聖視して称揚翼賛しているのは、「受命の君」にして漢王朝の「建国の祖」である高祖のみであること、第二には、古来名君の誉れの高い文帝や武帝を含む恵帝以後の諸帝については彼らを、高祖との血縁関係を正統性の根拠としてそのあとを襲った「継体の君」であるとともに、「天」から瑞祥や災異を降されるべき『人』君」と見なしていること、

さらに第三としては、就中、成帝に関しては、寵姫とその一族である趙氏や外戚王氏の優遇策に代表される失政と、そのような成帝への「天戒」や、より深刻な「天譴」として出来たとされる種々の災異への不適切な対応を明記することによって、彼を「亡国の君」と位置づけるとするとともに、その成帝を元凶とする前漢の「滅亡」が不可避かつ必然の史実であることを証明していることを確認した。

## 第二章 『漢書』「外戚伝」の検討

趙飛燕姉妹を寵愛し、別の女性が生んだ待望の嗣子を「抹殺」しただけでなく、みずからの生母である元后の実家の一族、すなわち外戚王氏への優遇策によって、王莽の篡奪に対して「露払い」を行なった成帝の「亡国の君」としての実態が具体的かつ詳細に、さらには「露悪的」なまでに如実に記録されていること、および王莽についても「漢兵」、すなわち更始帝劉玄等の軍勢によって「誅」されて、自らの娘である平帝の皇后ともども滅亡する運命にあったことが明記されていることを確認した。

## 第三章 『漢書』「元后伝」の検討

「元后伝」が、その前半においては、王氏の台頭を「天命」に準じた、半ば必然の史実として叙述していること、しかしながらその後半においては、王莽の台頭と即位、および「新」王朝の成立、それと表裏する関係にある前漢の「滅亡」、さらには王莽と「新」の「滅亡」などが、不可避にして必然の史実であることを、「述べて作らざる実録的筆法」にもとづいて明らかにされていることを指摘した。

## 第四章 『漢書』「王莽伝」の検討

量的にも質的にも一種の「雄篇」であるとともに、『漢書』全篇を総括する役割を担っていると考えられる「王莽伝」を対象として検討と考察

を試み、同列伝が、王莽が援用した符命の欺瞞性等と、「天譴」としての種々の災異の頻発とを根拠として、第一に、王莽と「新」王朝の「閥位性」を明らかにしていること、その一方において、第二には、それらを「駆除」して登場し成立した世祖、すなわち光武帝劉秀（以下、光武帝劉秀と記す）と「後漢」王朝の「正統性」の証明を試みていることを闡明した。

## 第五章 『漢書』「谷永伝」の検討

『漢書』の帝紀や外戚を中心とした諸列伝を対象とした第四章までの検討とその結果として得られた『漢書』の帝王観・皇帝観、および漢王朝観や歴史観の特色、さらには『漢書』の述作目的に関する理解が妥当であることの確認とそれらの深化を期して、一般人士の代表として、谷永という災異学者の列伝（以下、本伝と記す）に注目して、『漢書』の本伝と同書「五行志」（以下「五行志」と記す）に記録された彼の災異解釈を中心に検討し、下掲の第一から第三にいたる諸事実を確認するとともに、『漢書』を史料として利用する場合に留意すべき同書の叙述態度に関する興味深い知見を得た。

《第一》災異解釈を通じて自らの主張や思想を開陳した災異学者としての谷永を対象としている、という点においては本伝と「五行志」の「谷永像」は共通性を有していること。

《第二》しかしながら前者が、外戚王氏の意向に沿って災異を恣意的に解釈した「王氏の阿附者」としての「谷永像」を提示しているのに対して、後者は、前漢の存亡に関わる「天譴」としての災異を解釈した正統的災異学者としての「谷永像」を提示していること。

《第三》これらの事実は、『漢書』という著作が、或る人物の「真の姿」の探求と記録とを第一の目的としているのではなく、同書が証明しようとしている漢王朝観・帝王観・皇帝観、そして歴史観の妥当性をすることを主目的にした叙述をおこなっていること、換言するならば、後者の目的を達成するために個々の人物に「役割」を与えてそれを「演じさせている」可能性

が有ることを示唆していること、したがって『漢書』を史料とする者はつねにその「事実」に留意し、『漢書』に描かれた人物像を過信するべきではないこと。

以上である。

## 第六章 班彪と班固の漢王朝観とその諸帝観・皇帝観の検討

同書の編者である班彪・班固父子が著した広義の文学作品である「王命論」、「典引篇」、「両都賦」を対象とした検討を行ない、彼らが抱懐している歴史観や漢王朝観、そして帝王観や皇帝観とが、以下の《第一》から《第四》の特色を有するものであることを明らかにしたうえで、それらを根拠として、《第五》のような『漢書』理解、さらには『漢書』観を導出した。

《第一》高祖を堯後火徳の「聖帝」にして、漢王朝の「受命の君」と見なして神聖化し称揚する。

《第二》ただし「前漢」王朝の「滅亡」はそれを史実として承認する。

《第三》その一方において、「前漢」の「滅亡」のち、あらためて「天命」をうけて、すなわち所謂「再受命」によって「後漢」王朝を建てた光武帝劉秀をも堯後火徳の「聖皇」と見なし、高祖とともに「(高光)一聖」として神聖化し称揚する。

《第四》そのような帝王観・皇帝観を前提として、高祖という堯後火徳の「聖帝」によって建国されたのち、「前漢」の「滅亡」を経て、光武帝劉秀という、やはり堯後火徳の「聖皇」によって再興された漢王朝、すなわち「高光二聖」によって建国され再興された「後漢」王朝こそ、「真」の正統かつ神聖王朝であると見なす。

《第五》要するに、班彪・班固父子の歴史観や漢王朝観、そして帝王観や皇帝観は、「後漢王朝とその諸帝、とくに光武帝劉秀を称揚、翼賛することを特色とするものであり、それは、本論文の『漢書』篇において筆者が提示した『漢書』観と整合的関係を有するものであった。

上記のように、本論文の前半を構成する『漢書』篇は、『漢書』という著作が、第一に、「前漢」王朝の必滅性を論証する(第一章〜第六章)一方において、「前漢」王朝を篡奪することによって登場し成立した王莽と「新」王朝をも、非正

統にして閔位の「帝王」と「王朝」としてそれらを否定、否認（第二章～第五章）したうえで、第二には、必滅の王朝である「前漢」王朝を篡奪した王莽と「新」王朝を「駆除」することによって登場した光武帝劉秀と彼の「後漢」王朝こそが、「堯後火徳の聖帝たる高祖」の正統を継ぐ真の「聖帝」と「神聖王朝」であることを闡明し、かつそれらを称揚する『後漢』漢王朝頌歌』の書である（第四～第六章）ことを論証したものである。

そのうえで董仲舒篇においては、現在でも「聚訟の府」の観を呈している、『漢書』に示された「董仲舒像」の実態を考察し、それが本論文の『漢書』篇において提示した筆者の『漢書』理解と整合的関係を切り結ぶものであることを明らかにして、筆者の『漢書』理解の妥当性を担保するとともに、『漢書』篇における『漢書』の特色をめぐる考察が、『漢書』を基本史料とする実際の漢代史研究において有する具体的「効用」の事例の一つとした。

なお、『漢書』篇と同様に、董仲舒篇の各章における議論の概要を示せば下記のとおりである。

第一章 『漢書』における「董仲舒像」とその意義、及び役割―『漢書』「董仲舒伝」所引「天人三策」を中心として―

『漢書』列伝二六「董仲舒伝」（以下、本伝と記す）に引用された所謂「天人三策」について、三次にわたる制策と、おなじく三次にわたる対策の具体的内容と特色を検討することによって、「当該史料における董仲舒の姿」、すなわち「天人三策における董仲舒像」の抽出を試みた。

その結果、「天人三策」が内包している「董仲舒像」が、「三段階論的災異説」と筆者が命名した災異説を提唱した『春秋』災異学者であることを基本とするものであること、および

「徳治」の実施↓「災異」の消伏と「瑞祥」の招来↓「王道」の実現

として要約される「政治プラン」にもとづいて国家、社会、民生の安定の実現を目指した学者としてのそれであったことを確認した。

また、それらと関連して、従来は「董仲舒による儒教の官学化」の指標とされていた「太学」の設置や「孝廉」に準じる）人材登用制度」の実施などは、あくまでも上掲の「プラン」における「徳治」の一環として、換言すれば、「災異」を消伏し「瑞祥」を招来するための「手段」として提案され要請されたものであること、および、「天人三策」の文末に置かれ、それこそが「儒教の官学化」を実現した大立者としての従来の「董仲舒像」を不動のものとしてきた「諸学の禁絶と儒教一尊」の要請と見られる一文についても、その信憑性などの再考が求められることを指摘した。

## 第二章

『漢書』における「董仲舒像」（その二）——「五行志」所引「高廟園災対」を中心として——

董仲舒が死罪に問われた筆禍事件、すなわち、それ以後、「仲舒遂不敢復言災異」（仲舒遂に敢へて復た災異を言わず）と明記されるほどに『春秋』災異学者としての董仲舒自身と彼の『春秋』災異学との名誉を毀損したと考えられる筆禍事件について、その元凶となったとされる、いわゆる「高廟園災対」と、その後日譚を中心とした検討をおこなない、以下のような事実をまず確認した。

- 一・高廟園災対は、『春秋』災異学を基本理念として、諸侯王や大臣勢力の抑制と排除という「強幹弱枝策」の実現を求めた上奏文の草稿であったこと。
- 二・淮南王謀反事件を経験した武帝によってそれが再評価され、董仲舒の弟子の呂歩舒が、当該の謀反事件の断獄を一任され、かつ、その結果に武帝が満足したこと。
- 三・とりわけ上掲の二・の事実は、高廟園災対に起因する筆禍事件によって毀損された董仲舒と彼の『春秋』災異学の名誉が実質的に「回復」されたことを示唆していること。

そのうえで、たとえ本伝の末尾に、高廟園災対に起因する筆禍事件の結果に関連して、「仲舒遂に敢へて復た災異を言わず」（仲舒遂不敢復言災異）という一文が存在するとしても、『漢書』全体が抱懐する「董仲舒像」には、『史記』に胚胎するとともに、本論文「董仲舒像」第一章において筆者（小林）が天人三策から導出した、『春秋』災異学者としての性格が継承され維持されていることが、下掲の劉向の文言を

史料の拠り所としつつ再確認されることを指摘した。

董仲舒、私かに災異の書を為るに坐し、主父偃、取りて之れを奏し吏に下され、罪は不道坐す。幸い不誅を蒙り、復た太中大夫、膠西相と為り、老病を以て免帰するも漢に興さんと欲する所有れば、常に詔問有り。仲舒は世の儒宗と為り、議を定めて天下に益する有り。

〔『漢書』列伝六、「楚元王伝」劉向の条〕

### 第三章 『漢書』「五行志」における董仲舒の災異学と災異解釈の役割

「五行志」に記録された、三段階論的災異説にもとづく董仲舒の具体的災異解釈の検討を中心として、「五行志」における彼の三段階論的災異説と災異解釈、さらには董仲舒自身の役割とその意義の闡明を試み、董仲舒の災異説と災異解釈、および彼自身と、『漢書』自体との関係に関する以下のような知見を得た。

第一…董仲舒の三段階論的災異説とそれにもとづく具体的災異解釈、さらにはそれらの解釈に内包されている「個々の君主に対する董仲舒の評価」、とくに「或る君主を「亡国の君」と見なすか否かの董仲舒の判断」が、「五行志」自体の「君主評価」の「基準」として一定の「権威」を承認され、かつ実際に機能していたこと。

第二…董仲舒の「君主評価」が、谷永のような後継者を「媒介」として、成帝を前漢「滅亡」の元凶とみなす「成帝観」、さらにはそれと不可分の関係にある、前漢「滅亡」を不可避かつ必然と見なす「前漢王朝観」として継承、発展、展開されていること。

第三…さらには、「董仲舒の三段階論的災異説や、それにもとづく具体的災異解釈」と、「五行志」自体、さらには『漢書』自体とのあいだには、事実として「整合的」関係が見いだし得ること。

以上のように、本論文の董仲舒篇の諸章における考察とその結果によれば、『漢書』の「董仲舒像」、具体的には、『漢書』に記録された董仲舒の事績や彼

の災異解釈」が、「五行志」の災異解釈や、諸王や諸帝評価などに「基準」を付与する存在として一定の「權威」を承認されていたこと、さらにはそれらの事実を紐帯として、成帝を「亡国の君」、「前漢」を必滅の王朝と見なす『漢書』自体とも「整合的」関係を定立していることが確認されるとともに、『儒教の官学化』を実現した大儒」として通説化、さらには「定説化」している従来の「董仲舒像」自体についても、『春秋』災異学者、とりわけ「三段階論的災異説」の提唱者としての事績に重点をおいたものに転換、修正される余地が生じるものと考ええる。

上記のように本論文は、その『漢書』篇において、『漢書』が「前漢王朝へ頌歌」ではなく「後漢王朝への頌歌」の書であったことを明らかにし、『董仲舒像』においては、『漢書』篇において導出した『漢書』理解を前提としつつ、新たな「董仲舒像」を定立するとともに、『漢書』と「董仲舒像」との間に「整合的關係」が存在する可能性があることを指摘したものであり、それによって『漢書』を史料とする漢代史研究全般に新たな基本的視座を提供しようとしたものである。